

平成29年度事業計画

広めよう、知財の輪

1. はじめに

IoT、ビッグデータ、人工知能に代表されるデジタル・ネットワーク分野の技術革新の波に押されて第4次産業革命が進行しつつあります。

しかしながら、このような変革の時代に、我が国の知財の活力は低下傾向にあります。出願件数の低下にみられるように、知的創造活動は低迷しており、我が国の知的創造サイクルの流れは先細り傾向にあります。これでは変革の時代に乗り遅れてしまいます。

これから時代を乗り切るために、知的創造サイクルを活性化させることが必要です。知的創造サイクルの活性化は、近年悪化している弁理士の業務環境の改善にもつながります。そこで、知的創造サイクルを活性化させ、併せて弁理士の業務環境の改善を図ることを主眼に、以下の施策を実施します。

2. 重点政策

- (1) 知的創造サイクルの活性化と、弁理士の業務環境の改善を図ります。
- (2) 会員にとって有益な施策を充実します。
- (3) 中小企業への知財支援と知財の普及活動の強化を図ります。
- (4) 日本弁理士会の組織の改革を推進します。

3. 具体的施策

- (1) 知的創造サイクルの活性化と、弁理士の業務環境の改善

- ① 弁理士のコア業務の充実

知的創造サイクルの活性化と、弁理士の業務環境の改善は、弁理士のコア業務の充実により大きく前進させることができます。コア業務の充実は、中小企業、大企業対策及び外国企業に対し、それぞれ対策が必要です。特に、中小企業については、企業数割合に対して出願数割合が極めて低いのは周知の通りであり、中小企業の潜在的能力を引き出すことができれば、コア業務の拡充につながる可能性があります。中小企業の知財マインドの向上は、日本の産業界全体の知財政策をより積極的な方向に導くと考えます。

このような観点から、以下の施策を実施します。

A : 「知財広め隊」の創設

「知財広め隊」を創設し、中小企業に知財の有用性を認識してもらうことに特化したセミナーを全国網羅的（2年間で全国100箇所程度）に行います。

セミナーのメインテーマは、知財の実践的な活用方法や種々の知財活用事例・典型的失敗事例の紹介とします。また、サブテーマとして、知財金融の利用方法のほか、出願の補助金制度の利用方法等、直ぐに使える内容を含めることで、興味を持ってもらうと同時に知財の利用促進を図ります。

セミナーは、新しく設置される「中小企業支援セミナーワーキンググループ」を中心として、知的財産経営センター、知的財産支援センターおよび各支部、地方公共団体、特許庁、経済産業省、金融庁、商工会議所、商工会、発明協会等とも連携をとりつつ実施します。

セミナーの対象者は、知的財産を事業に活かしたいと考えている各地の中小企業経営者と弁理士とし、このセミナーを通じて中小企業経営者と弁理士との交流を図り、新規クライアント（特許事務所への依頼経験がほとんどない中小企業）の発掘につなげるようにします。また、新規クライアントの発掘については、セミナーにおけるアンケート調査や呼びかけ等によるほか、商工会議所、商工会、金融機関等の担当者にもセミナーに参加してもらうことで、これらの機関からの紹介による発掘も促します。

なお、セミナーのレジュメの基本骨格は中小企業支援セミナーワーキンググループで作成し、セミナーの講師には履修支援員（弁理士知財キャラバン研修修了者）の活用も図ります。

B : 「知財広め隊」とコラボした弁理士知財キャラバンの積極的な活用

「知財広め隊」によるセミナーを利用した新規クライアントの発掘等により、新規クライアントを対象とする新規コンサル件数を増やします。

また、従来ルートの弁理士知財キャラバンも引き続き行い、コンサル対象企業に、眠っている知財の発掘やブランド戦略等、弁理士のコア業務に係わるコンサルだけを希望する企業も含め、これらによってコンサル件数を増やし、弁理士知財キャラバンの更なる積極的な活用により、コア業務の拡大につなげていきます。

さらに、弁理士知財キャラバンによるコンサル実施後の情報収集を行い、効果を検証すると共に、今後の支援活動にフィードバックします。

C : 支援による活用事例の創出とその利用

弁理士知財キャラバン等、新設された知的財産経営センターの活動を通じて、中小企業での知的財産の活用事例を増やし、これを「知財広め隊」によるセミナーで紹介することで、より身近な起爆剤として活用します。また、活用事例の中で、広報に活用できる優れた事例については、これを広く社会に知らしめ、中小企業の知財に関するマインドの改革を、広い範囲で効果的に行うことにより、コア業務の一層の充実を目指します。

D : 出願経験があるクライアントへの対応能力の強化

出願経験のあるクライアントが求める一歩進んだ支援ができるよう、会員への研修を強化します。特に外国への出願業務及び商品等の輸出入に伴う知財関連業務等に関する研修を強化し、これらの業務の拡大を図ります。

E : 権利化意欲の増大、とりわけ実用新案、意匠及び商標制度の活用促進

実用新案及び意匠が活用しやすい点と、実用新案、意匠及び商標の活用例とを各委員会等が保有するコンテンツやアンケートの分析などを通じて検証し、「知財広め隊」等で積極的に紹介し、活用促進に役立てます。

また、実用新案の使い勝手の向上、よりユーザーフレンドリーな意匠出願手続（例えば、図面要件の緩和等）の実現、特許権を含む権利の魅力増大（例えば、適切かつ公平な証拠収集手続、適切な損害賠償額、適切な権利範囲と権利の安定性の向上等）等、ユーザーの権利化意欲の増大につながる施策を積極的に提言します。

F : 海外へのアピール

日本弁理士会独自で、又は特許庁、ジェトロ、各国大使館、各国ユーザー団体等の各種機関・団体と協力連携して、我が国の知財制度の利点を海外へアピールし外国からの出願を促します。具体的には、昨年度2月に実施して好評を得た Discover IP Japan の継続や国際会議におけるブース設置等を検討します。

G : 大企業への働きかけ

大企業の出願動向（例えば件数変動）と事業上の変化（例えば収益の変化）の関係等について会長室又は必要に応じて外部で調査し、この調査結果を踏まえて、大企業の出願数の減少傾向に歯止めをかける有効な働きかけ（広報による経営者層への啓発活動等）について検討します。また、日本国内における知財力のさらなる強化を目指し、特許庁や他の知財関連団体（JIPA等）との連携を図ります。

H : 産学連携活動の支援

アカデミア発の発明の適切な保護、産業化を支援するため、TLOや他の関連する団体（日本知財学会、UNITT等）との連携強化を図ります。

② 弁理士の周辺業務の充実

知的財産経営センターを中心として、弁理士が、権利化業務のみならず、技術情報の秘匿化業務及び標準化を含めたオープン&クローズ戦略や知財契約についての相談を業務としていることを対外的に広め、これらの分野の充実を図ります。特に、タイムスタンプを利用した技術情報の秘匿化業務は弁理士に適しており、会員に対してもその啓発を行います。

知財価値評価、知財金融、水際対策、著作権、知財教育等の分野への更なる進出が可能となるよう、これらに関する研修を強化します。知財金融については、特許庁が行っている中小企業知財金融促進事業に代表される国の知財金融政策との連携を図ります。

③ 世界の知財制度の流れを見極めた対応

グローバルドシエ等の国際的課題には、プレジデントミーティングを始め、各国弁理士会及びW I P O 等の関連団体との連携を持って対応し、弁理士がより一層活躍しやすい国際的な環境の実現を図ります。W I P O G R E E N の J A P A N パートナーである本会として、より具体的な連携を実現します。

④ 事務所経営改善支援

厳しい事務所経営を余儀なくされる現状において、事務所経営の合理化を支援し、事務所経営状況の分析（経営の見える化）に役立つ施策の実現を図ります。例えば、現在試験的に使用されているコスト計算ソフトの更なる充実や、会員に役立つ I C T の活用システムの会員への提供を検討します。

⑤ 支部における会員の活躍の場の拡大

地域協定を活用して支部と地方自治体との連携を強化することで、支部における会員の活躍の場を広げると共に、地域知財を発展させやすい環境の整備を図ります。弁理士知財キャラバンによる支援員の派遣先の開拓ないし支援成果の普及等に関しても、地域協定を活かした展開を図ります。また、「知財広め隊」で主役となる支部会員による運動も地域協定をテコにすることで、効果的な展開につなげます。

⑥ 非弁行為の取締強化

非弁行為によりユーザーが損害を被ることを抑止します。非弁行為をする者に、依頼者が仕事を頼むことがないように広報による啓発活動を強化するとともに、特許庁との協力体制の拡充に努めます。

（2）会員にとって有益な施策の充実

① 業務に即した研修の一層の充実

広範な相談対象への対応を可能にするため知財コンサル研修を一層充実させるほか、これまでの知財コンサル研修修了者の更なるレベルアップを図ります。価値評価、知財活用等の研究により蓄積された知見を、知財経営研修を通じて、会員に広く届けます。

また、ある程度実務経験を積んだ弁理士を対象として、育成塾や実務者養成講座で行われているような演習型の実務研修を拡充します。将来的には、権利化業務に限らず、周辺業務を含め、更なる実務能力のレベルアップを図るラインナップを目指します。

② 企業内弁理士の研修プログラムの充実

企業弁理士知財委員会等の活動を通じて、企業に勤務する弁理士の知財関連職能を企業経営に活かすための見識ないし同職能を企業経営に活かすための環境造りに有効な仕方を研究し、それを研修プログラムに取り込むことで、企業内弁理士に有益な見識を提供できるように、研修プログラムの充実を図り、こうした研修プログラムを地理的にも、日程的にも受講しやすい仕方で実施します。

中でも、普遍性に富む研修プログラム作品に関しては、e-ラーニングコンテンツの多様化にもつなげます。

③ グローバル知財人材の育成

外国の知財関係組織との交流等、現在日本弁理士会が行っている国際的活動に一般会員がより係わりやすくする方策を検討します。また、海外会員を活用すること等による情報収集力の強化を図ると共に、英語によるプレゼンテーション能力の向上等を含む国際的な研修の充実を図ります。特に、昨年度実施した英語プレゼンテーション能力に関する研修は定員の2倍以上の申込があり、本年度も積極的に開催する予定です。

④ 会員に必要な情報の提供

国際活動センター等の附属機関、委員会等からの会員向け情報（電子フォーラムに掲載のデータ）へのアクセス性の改善を図ります。具体的には、検索エンジンのさらなる改善や文書へのタグ付けによる整理等を今年度に引き続き行います。これにより、会員にとって必要な情報がタイムリーかつ容易に入手できる環境を整備します。

⑤ 事業承継システムの充実

事業承継のよりスムーズなマッチングを実現するために、会員マッチングセミナーを今後も継続して開催します。マッチングシステムについては、利用状況、費用対効果等を検証し、抜本的見直しを図ります。

⑥ 日本弁理士会の財務環境の検証

日本弁理士会の財務環境を多面的に検証し、長期的な視野に立った予算のあり方を検討します

（3）中小企業への知財支援と普及活動の強化

① 中小企業への知財支援

「知財広め隊」によるセミナーと弁理士知財キャラバンは、支部と本会が連携を図りつつ、中小企業への知財支援を兼ねて実施します。

② 知財の普及活動の強化および弁理士の知名度向上

広報のプロを招聘し、大胆な資金の投入を伴う広報戦略について検討します。広報活動の目的、ターゲット、効果の検証の可能性をよく検討して、注力すべき広報の方向性を見極めます。テレビとラジオの放送内容や放送エリアの検討も含め、広告代理店などの広報の専門家から広報戦略について意見を聴いた上で、小説や漫画、タレントを用いた広告宣伝など種々の広報手段の中から、中小企業に届く広告メディアを検討して実行していきます。

各支部の協働において、中小企業、地方自治体、教育機関等への知財リテラシーの普及活動を促進させるために、各種研修のコンテンツや学校教育向け各種教材のコンテンツの質を充実させることで、効果的な普及活動を通じて、弁理士の活躍に対し、より広い範囲の人々からの認知を得るように努めます。とりわけ、教育機関等に対する知財リテラシーの普及啓発の推進に関しては、学習指導要領の充実を通じての知財教育の普及啓発を文部科学省に

対し訴えます。また、農林水産関連事業への働きかけも継続します。

（4）日本弁理士会の組織改革

① 委員会の適正化

主として会長室で行う過去の諮問と答申の解析結果に基づき、委員数、委員会数及び諮問の適正化を図ります。委員会等の委員の選任にあたっては、過去5年間に委員会の委員として選任されたことがない会員を対象に会務参加を促す方策（会長推薦制度）を試験的に運用します。また、参加しやすい委員会のあり方（例えば、午前中や18時以降の開催等）や、支部の会議室から委員会への参加を可能にするテレビ会議システム等、会員にとって使い勝手の良いインターネット会議システムの拡充を検討します。

② 中長期的な課題の検討組織の設置と活用

複数年に亘って継続検討すべき中長期的課題に関する諮問の管理とその結果の活用を図る組織の設置に向けて、まずはWGを立ち上げます。

この組織を活用することで、将来を見据えた中長期に亘る調査研究に基づき、日本弁理士会が中長期に亘って取組むべき諸課題と会内各組織に向けて発する諮問等との長期的整合性を確保する共に、第4次産業革命、例えばビッグデータの活用やAIの進歩に伴う技術の変化、サービスの変化、経営システムの変化、経済システムの変化を把握することで、知財政策の視点からの変化に伴う課題等に関し、有益な情報の発信を図ります。主として知財制度関連事項に関し、こうした中長期に亘る法的調査研究を担当してきた中央知的財産研究所との有機的な連携を確保します。

③ 本会と支部との間及び各支部間の情報の共有化の促進

本会（役員会）と支部間の情報格差の是正を図ります。テレビ会議による役員会の開催が例規上問題ないことを確認した上で、本会の役員室と支部室を結んだテレビ会議を用いた役員会の開催を実施します。また、支部での臨時総会の開催等を検討します。

④ 支部の役割の充実

支部の役割を、実行可能な支部から段階的に充実させます。

4. その他

① 弁理士法改正

過去の弁理士法改正時の議論を踏まえながら、現在の知財を巡る社会情勢の変化を考慮し、次の弁理士法改正に向けた検討を始めます。

また、弁理士法の平成26年改正（法律第36号）による同法第1条（弁理士の使命）の新規制定に伴い、同法第1条と同法第56条第2項（日本弁理士会の目的）との整合性を確保するための改正も検討します。

② I N P I T の近畿統括拠点への協力

I N P I T が計画している近畿統括拠点の設立に際して、日本弁理士会と

して、近畿支部を通じて、可能な協力を提供します。

③ 東京オリンピック及びパラリンピックへの対応

東京オリンピック及びパラリンピックの開催に関連し、日本弁理士会が貢献できることを検討します。東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会による広報・教育活動に協力するとともに、同委員会への講演・執筆依頼によって関係を深めつつ、競技種目や施設に活用される知財の事例を調査分析して知財とオリンピック・パラリンピックの関係を広報していきます。関東支部と連携して2020年（平成32年）の東京開催に向けて盛り上げていきます。

④ 弁理士制度120周年記念事業の開催準備

2019年に弁理士制度120周年記念事業を行うための準備組織を立ち上げます。

⑤ 弁理士法に基づく事務・事業への取組

弁理士制度の円滑な施行及び適切な会務運営の実現を図るため、弁理士登録に関する事務や実務修習等の研修事業をはじめ、弁理士法に基づいて日本弁理士会が実施する事務・事業にも継続して取り組んでいきます。